



海外インターンシップ体験 inカンボジア

～ホテル・旅行会社・日本語学校・幼稚園～

留学ジャーナル
特別プログラム



経済成長著しいカンボジアで、英語を使ったインターンシップに挑戦!

「短期間で就活のアピールになる経験を積みたい」そんな方にオススメなのがアジアでのインターンシップ。このプログラムはカンボジアで躍動するアジアを体感しながら英語を使った就活体験を積む。40億人の巨大マーケットを抱え、成長著しいアジアの中でもカンボジアは経済成長率7%を維持し、日本企業の進出が加速している国。躍動感を肌で感じながら、スキルアップ+就活のアピールにつなげよう。

■コース（インターンシップ先・業務体験一例） ※英語力：日常会話程度

- ◆現地旅行会社
オペレーター業務（内勤）・・・メール/電話対応、ツアー打合せ等
ツアーデスク業務（接客）・・・ツアー受付/商品販売等
その他・・・ホテルインスペクション、ツアー企画、ブログ記事作成等
- ◆現地宿泊施設
レセプション業務/ツアー受付対応/接客/清掃等
- ◆現地日本語学校・大学
授業サポート/受付対応/広報営業等
- ◆現地幼稚園（プノンペンのみ）
先生のサポート/運営に関わる日常業務サポート
※幼児教育の専門的な勉強をされている方、または教員免許をお持ちの方



プログラムの特徴

- ✓ 1週間から参加OK
- ✓ アジアの今を体験することができる。

<対象年齢> 18歳（高校卒業）以上
 <ビザ> 必要（業務ビザ事前取得が必要）
 <滞在>
 期間：滞在開始/日曜日、滞在終了/土曜日
 滞在：ゲストハウス（ドミトリー）又は
 スタンダードホテル（シングルルーム）
 食事：ゲストハウス 朝食0回/昼食0回/夕食1回
 ホテル 朝食6回/昼食0回/夕食1回
 ※夕食は第一週目の1回のみです。
 通勤：徒歩又はトゥクトゥク（プノンペン）
 自転車（シェムリアップ）
 <最寄空港> プノンペン空港
 又はシェムリアップ空港
 <空港送迎> 往復あり

■インターンシップ先（2都市から選べます）

プノンペン（首都）

政治経済の中心都市。特に経済面においてはASEANでもトップクラスの経済成長率が続き、海外企業の進出ラッシュに沸いている。元はフランス保護領として開発され、東洋のパリと称えられるほどの美しい街並みを誇る。人と物が行き交うアジア特有の活気に満ち、今後さらに急成長が期待される都市。



シェムリアップ

世界遺産アンコール遺跡群の観光拠点都市。素朴で小さな町だが、近年は高級ホテルやレストラン、カフェなどお店の建設ラッシュに沸く。アジアのみならず世界からも最も注目されている観光都市。



■スケジュール

時間	日	月	火	水	木	金	土
午前	機内						出発まで フリータイム
午後	プノンペン シェムリアップ 到着 空港送迎	終日 インターンシップ 9:00-19:00の内、8時間	終日 インターンシップ 9:00-19:00の内、8時間	終日 インターンシップ 9:00-19:00の内、8時間	終日 インターンシップ 9:00-19:00の内、8時間	終日 インターンシップ 9:00-19:00の内、8時間	夕刻空港送迎 機内泊 翌日日本帰国

- スタート可能日：毎週日曜日 ※このコースは2020/3/29（日）発で終了となります。
- 受け入れ不可日：2019/4/14～17、5/13～15、9/27～30、11/10～13、また日本国内のお盆休み、年末年始をご希望の場合は現地確認となります。2020/1/25前後の期間は春節休暇の為、ご希望の場合は現地確認となります。

■料金

	1週間 (7日間)	2週間 (14日間)	3週間 (21日間)	4週間 (28日間)
プノンペン				
インターン（週/40時間）+ スタンダードホテル滞在	¥ 137,000	¥ 179,000	¥ 225,000	¥ 258,000
シェムリアップ				
インターン（週/40時間）+ ゲストハウス滞在：上段	¥ 114,000	¥ 142,000	¥ 168,000	¥ 189,000
インターン（週/40時間）+ スタンダードホテル滞在：下段	¥ 138,000	¥ 196,000	¥ 248,000	¥ 299,000



- 上記料金に含まれているもの
インターンシップ受け入れ費、滞在費、到着日空港⇒滞在先・帰国日滞在先⇒空港送迎費、現地使用携帯電話レンタル費（通話料別途実費）、現地サポート費、滞在中の自転車レンタル費（シェムリアップのみ）、修了書の発行（インターンシップ時間掲載）
- 上記料金に含まれていないもの
日本⇄プノンペン/シェムリアップ間の往復航空券、海外旅行傷害保険代金、傷害・疾病に関する医療費等、ご自宅から日本の発着空港までの移動費、現地滞在先からインターン先への移動費、個人的費用（おごつかい、電話、通信費、食事代等）



プログラムに関する問合せ

留学ジャーナル グローバルビジネス部 藤原
E-mail : rj-global@ryugaku.co.jp

TEL 03-5312-4582
FAX 03-5312-4465

※ 本プログラムは旅行ではなく、短期語学留学プログラムの一環として行われるものであるため、プログラムのみの紹介となっております。そのため、契約内容となる約款並びに特約等は、当社の「短期留学&ホームステイ」プログラムパンフレットに準じて適用されます。

【ご注意】この特約(特別約款)条項は、留学ジャーナルの短期語学留学プログラム約款(普通約款)にて一部適用不可能な申込契約を対象とするものです。当該申込契約となる場合は、普通約款の他、本特約条項が適用されますので必ずご一読ください。

株式会社 留学ジャーナル

〒160-0016 東京都新宿区信濃町 34 JR 信濃町ビル 6F
TEL:(03)5312-4421 FAX:(03)5312-4465
観光庁長官登録旅行業第1695号
一般社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員

短期語学留学プログラム特約

者の負担となります。

第1条(特約の定義)

本特約は、留学ジャーナル(以下、当社といいます。)の短期語学留学プログラム約款(以下、普通約款といいます。)に一部該当しない申込契約に関して特別に適用されるものです。

第2条(特約の適用)

当社の短期語学留学プログラムの内、「カンボジア王国」「マレーシア」「ミャンマー連邦共和国」への短期語学留学プログラムを申し込まれる方の場合、普通約款の一部該当条項を本特約で定める条項に読み替えて適用します。

第3条(特約適用の承諾)

申込者は、第2条に定める事由を承諾の上、本特約が適用されることに同意し、カンボジア王国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国への短期語学留学プログラムに申し込みます。

第4条(普通約款の読み替え)

①普通約款の第4条(プログラムの範囲)(2)項で定める「滞在手続き」及び(3)項の「オリエンテーション」を以下の通り読み替えて適用します。なお、普通約款同条(4)項の「留学ジャーナルスチューデントプロテクション」は適用除外となります。

(2)滞在手続き

本プログラムの滞在先は、ゲストハウス又はホテル(以下、「宿泊施設」といいます。)となります。原則一人部屋となりますが、宿泊施設の空室状況等により二人部屋、またはドミトリ一部屋となります。ご希望の滞在先、又はお部屋をご用意できませんが、できる限り他の代替宿泊施設の手配をさせていただきますが、申し込み者の希望が通らない場合もあることを予めご了承ください。当社の責によらない事由で滞在先が確保できない場合、又は申し込み者の希望通りの滞在先が確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。

(3)オリエンテーション

当社では、留学生の心構え、生活に必要な情報案内の為の、「出発前の最終ガイダンス」を行います。なお、留学ジャーナルカウンセリングセンター等、オリエンテーションが実施される会場までの交通費は、申し込み者の負担となります。

②普通約款で定める第7条(申し込み後の変更と変更手数料)の(1)項、「留学開始前」の条文を以下の通り読み替えて適用します。

申し込み者の都合により、希望留学先における「受入日、受け入れ期間の変更」「受け入れ先の変更」「宿泊施設、滞在タイプの変更」等、申し込み内容及び手配内容の変更の申し出があったときは、当社は可能な限り申し込み者のご希望に応じます。この場合、当社は留学費用の変更をする場合があります。または、次の変更手数料を申し受けます。ただし、変更に伴い留学先等から別途変更費用の請求があった場合は、申し込み

③普通約款の第9条(申し込み後の取消と返金)に関する表中の(ロ)並びに(ハ)の「取消の申し出時期」と「取消料」を以下の通り、読み替えて適用します。

(ロ)申し込み日から起算して9日以降で留学開始の前日から起算して31日前まで……30,000円

(ハ)開始の前日から起算して30日目にあたる日から留学開始前日まで……50,000円+留学キャンセル実費<留学キャンセル実費>

1週間:30,000円、2週間:40,000円

3週間:60,000円、4週間:80,000円

④本特約第4条により、「留学ジャーナルスチューデントプロテクション」は適用除外ですが、普通約款の第12条(免責事項)の(3)項を以下の通り読み替えて適用します。

(3)「留学ジャーナルスチューデントプロテクション」の業務は、本プログラムについては設定がございません。しかし、それに代わる緊急時のサポートとして現地手配会社スタッフの緊急連絡先を用意いたします。また緊急事案の内容により現地手配先と当社にて適切なアドバイスを行います。当社はその内容に何らの保証をするものではありません。

第5条(特約の変更)

本特約は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第6条(準用規定)

この特約に規定のない事項に関しては、本特約の趣旨に反しない限り、短期語学留学プログラム用に定められた普通約款の規定を準用します。

第7条(準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

第8条(発効期日)

本特約条項は、2018年7月1日以降に申し込まれるカンボジア王国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国への短期語学留学プログラム契約に適用されます。ただし、料金、条件等の変更があった場合は、留学ジャーナルオンラインに最新の特約条項を掲載し適用します。

*上記内容に同意の上申し込みます。

承諾日： 年 月 日

署名： _____